

令和3年第4回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日（月）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （17人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	松本	千代治						
委 員	3 番	山口	隆	4 番	谷脇	文弘	5 番	松崎	常俊
	6 番	津口	祐二	7 番	岸本	六郎	8 番	白石	幸憲
	9 番	福田	務	11 番	瀬川	洋子	12 番	浦口	大輔
	13 番	辻尾	政幸	14 番	朝長	久夫	15 番	宮崎	壽治
	17 番	葉山	静子	18 番	知念	近海	19 番	田中	初治
5. 欠席委員（2人）

	10 番	葉山	諭						
	16 番	水嶋	政明						
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
議案第17号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第18号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第4回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、6番：津口委員、7番：岸本委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町水浦郷字丸田の畑2筆6,567㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、現在譲り受け人が、農地中間管理機構から借り受けて耕作中の土地について、譲り渡し人の希望により、売買による所有権移転を行うものとなっています。権利種別は所有権移転売買です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてははすべて非該当となっています。第3項の要件の有無については、1号、2号、3号ともに有となっています。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は申請人の事務所から申請地まで約0.7kmの位置にあり、車で約1分のところにそれぞれの申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないこと、第3項の各号に該当することから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 19番委員です。4月23日に申請人と連絡を取りまして、申請人は将来地元に帰って来る予定で農業法人に貸し付けていましたが、帰って来る予定がなくなったため、売買による所有権移転を行ったということでした。

議長 ただ今議案第13号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は7頁となります。物件の所在は大瀬戸町雪浦河通郷字烏賊腐の田2筆5, 455㎡と畑2筆5, 256㎡、合計4筆10, 711㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、高齢による後継者への生前贈与契約、許可あり次第所有権移転登記を行う、となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。譲り渡し人の高齢化により、子である譲り受け人へ所有権移転登記を行うため、今回の申請に至ったと聞いております

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁および8頁から13頁までで、1頁に位置図、8頁に付近状況図、9頁から11頁に現況写真、12頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から生家まで車で1時間30分程度、生家から申請地まで3分以内のところに申請地があり、現在実家の手伝いに通農している状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番 8番委員です。4月22日に地元推進委員及び申請人と3人で現場確認に行きました。13頁の航空写真でお分かりのように、家のすぐ近くに田畑が広がっていきまして、一部畑が荒れた状態になっておりましたが、田はずっと継続して耕作がなされているようでした。譲り渡し人と譲り受け人は親子関係で、譲り受け人は長崎市に居住してこれまでもずっと通農しておられました。近年、譲り渡し人の体調があまり優れないことから、後継に経営を譲りたいということで今回の申請になったということです。特に問題はないようですので、審議をよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第13号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「3番」を説明いたします。資料は14頁となります。物件は西彼町大串郷字小三町の畑1筆・計186㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人が高齢のため耕作不能であり、申請地は譲受人が耕作している土地に挟まれており耕作に便利なため。許可あり次第、売買による所有権移転を行う。となっています。権利種別は「所有権移転 売買」となっています。相続した申請物件について、西彼町に在住していないため財産処分を検討していた譲り渡し人の物件を譲受人が買い取ることで合意に達したため、今回の申請に至ったと聞いております

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁および15頁から18頁までで、1頁に位置図、15頁に付近状況図、16頁に現況写真、17頁に字図を添付してい

ます。黄色に塗られているところが申請地です。18頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から生家まで約20km、車で約30分程度、生家から20mのところに、申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

2番 2番委員です。先週の金曜日に、地元の推進員さんと2人で現地確認を致しました。先ほど事務局から説明がありましたように、譲り渡し人は高齢のため耕作不能ということであります。譲り受け人は佐世保市に居住していますが、西海市内に勤務し、譲り受け人のお父さんが耕作をしておられます。航空写真でお分かりのように手前のきれいに整地されているところには、現在カボチャがつくられておまして、また海側のほうには、ミカン畑がきれいに耕作されています。その間にある荒れた土地が申請地でありまして、本件第3条の譲渡により一体的にきれいに耕作されると思いますので、適当であると判断します。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今議案第13号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第14号「農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について」の1番と、これと関連した議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について「1番」と議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明します。本件は令和3年1月25日の総会で審

議し2月15日に知事の許可を受けたものです。土地の所有者の件で事業が進められない状況となり、事態を打開するため、検討し県の担当部局との調整を行った結果として、今回の申請手続きとなっています。議案第14号の計画変更承認申請が承認された後、議案第15号の許可申請手続きに移行することができる案件となることから同時に提案する状況です。

資料は20頁になります。物件の所在は、西彼町喰場郷字明山の畑・計1筆・485㎡の申請で当初計画者及び継承者については議案書記載のとおりです。当初計画どおりに追行できない理由は議案書記載のとおりで「申請地の譲り受け人を継承者とするのを譲り渡し人が求めたため」となっています。権利内容は所有権移転贈与となっています。木造2階の住宅を新築する内容となっています。添付資料は、19頁および22頁で、19頁に位置図、22頁に付近状況図を添付しています。所有権移転登記や、土地の造成など実施されていないため、許可後の計画変更承認申請手続きについて、特に問題はないと思われま

す。資料の21頁になります。議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」について、物件の所在及び地目・地積・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は住宅建設で移転の事由は議案書のとおりで権利内容は所有権移転贈与となっています。19頁に位置図、22頁に付近近況図、23頁に現況写真、24頁に字図、25頁に航空写真を添付しています。26頁に被害防除計画書、27頁に土地利用計画図、28頁に平面図、29頁に立面図を添付しています。26頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除の内容として土留め工事をする。被害防除の内容又は被害の発生の恐れがない理由として一部法面に土留め工事を施工する。周辺農地はなく、特段被害を及ぼす恐れはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。合併浄化槽関連の放流先は道路側溝、河川管理者との協議内容として雨水等の自然流下のみで特段被害の恐れはない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、隣地境界を土留め工事により土砂の流出を防止する、となっています。

工期は許可日から令和3年12月31日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

11番委員です。1月に承認された分の変更です。事務局から説明のように、譲り渡し人が自らの親族である姪に名義をしたいということで、変更の申請をされました。土地を奥さん名義にすると建物も共有しないと、県の許可がおりないということで、工期や資金計画の変更になったため、申請をし直されています。よろしくお願ひします。

議長 　ただ今議案第14号と第15号の1番についてそれぞれ説明がありました。

　これより質疑に入ります。

　皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　無いようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

　よって、議案第14号の1番と議案第15号の1番については、申請通り許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　2番を説明します。資料は30頁になります。物件の所在は、西海町丹納郷字上風早の畑・計1筆・499㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅建設」と「住宅を建設し、母親、祖母と同居する。」となっています。権利種別は所有権移転売買となっています。木造ガルバニウム鋼板葺き平屋の住宅を新築することになり、今回の申請に至ったと聞いております。本件は令和2年6月総会において、農用地区域から除外申請を行った案件です。区域除外時と、今回申請時の住所は変わっています。現在県外にお住まいで、ようやく申請手続きに至ったと聞いています。西海町土地改良区の受益地でない旨確認しています。添付資料は、19頁および31頁から39頁までで、19頁に位置図、31頁に付近状況図、32頁に現況写真、33頁に字図、34頁に航空写真を添付しています。35頁に被害防除計画書、36頁に土地利用計画図、37頁に平面図、38頁・39頁に立面図を添付しています。35頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高3.0m最低0.1m、切

土を行う最高2.0m、最低0.1m。被害防除措置として土留め工事をする。法面保護をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、敷地周囲との高低差が生じる箇所は法面に張り芝吹きつけを行い敷地周囲には排水設備を完備して何等被害ないように処理する。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための置として、雨水排水は溜桧、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理、放流先として既存排水溝を予定しています。河川管理者等との協議内容については個人管理排水施設にて排水同意済みとなっております。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として建物の高さを加減する。高さ約4.2m程度、隣接農地への通路を確保する。6.0m程度。被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由として、申請地北東の253番2の農地は地目上は畑であります但し実態はドングリ等の樹木が茂った状態であるため何等被害はありません、となっております。工期は令和3年7月末日から令和3年11月末日までを予定しています。申請地は市道に面し山林や原野や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番 4番委員です。先日、21日に申請地を見に行きました。申請人の実家がすぐ下にあり、住宅を建設し母親と祖母と同居するそうです。周辺にはほとんど農地もなく、排水は南西のほうに水路があり、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第15号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請通り許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の40頁をお願いします。議案第16号 農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。41頁は農用地利用集積計画集計表です。合意解約5筆4,385㎡、使用貸借権・賃借権設定、県公社借入分・一括方式分8筆13,203㎡が計上されています。42頁は利用集積の合意解約分で2者、5筆、4,385㎡について計上されています。43頁は県公社借入分の従来分で、今回の申請はありません。44頁は県公社借入分の一括方式分で5者から賃貸借する8筆13,203㎡について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。一括方式の合意解約分に関係する再契約2筆と新規分6筆の計8筆分の賃貸借契約分が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定することといたします。

議長 次に議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の45頁をお願いします。議案第17号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に関する意見について。農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は46頁から56頁までです。46頁は従来分の利用配分計画の再配分で、機構が保留していた15筆を2者に再配分する内容で

す。賃貸借「5年3ヶ月」のもの1筆、使用貸借「5年6ヶ月」のもの3筆、賃貸借「5年6ヶ月」のもの11筆の再配分について計上されています。49頁に1番の一部借入の面積の資料を添付しています。今回の15筆は西海町木場郷の担い手の方に1筆、西海町丹納郷の担い手の方に14筆、残期間について再配分する内容となっています。50頁・51頁にそれぞれの経営状況を添付しています。

47頁は、先ほど44頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地8筆に対して、県農業振興公社から「5者」に対し、賃貸借「5年」のもの1筆、賃貸借「10年」のもの7筆、合計8筆、13,203㎡の各筆明細が47頁に計上されています。

今回の8筆は西海町木場郷の方に1筆、西彼町宮浦郷の法人の担い手の方に1筆、西海町丹納郷の担い手の方に1筆、西彼町小迎郷の担い手の方に2筆、西海町太田原郷の担い手の方の方に3筆、計8筆を配分する内容となっています。52頁から56頁にそれぞれの経営状況を添付しています。

48頁は利用配分計画の合意解約分で1件・3筆となっています。来月予定分の農地中間管理事業へ移行する分の合意解約について計上されています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それではそれぞれの補足説明を地区担当委員にお願いします。

4番 4番委員です。22日に申請人と申請地に行ってきました。申請人の息子さんが就農したので、規模拡大したいということです。意欲を持って頑張っておられる方なので、よろしくお願いします。続いて、2番から15番です。23日に申請地に申請人と行ってきました。申請人のお父さんが耕作していましたが、経営が息子さんに替わるということで、借り手も替えるということです。この方も意欲を持って頑張っておられるので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは一括分の1番をお願いします。

9番 9番委員です。25日に現地で借受け人と現地確認を行ってきました。場所は面高の方の水田で、借受け人が以前から耕作していましたが、地主さんが正式に契約をしたいということで、今回の申請になったと聞いています。借受け人は皆さん知っておられるように、前の農業委員ですので、何の問題もないかと思ひます。以上です。

議 長 それでは一括分の 2 番をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。代表者は常時 6 人雇用してミニトマトを大々的に経営しておられます。この一筆は個人的に貸借していましたが、名義人がなくなり、息子さんの代になったのを機会に、中間管理機構を通してちゃんと契約しようということになり、今回の申請となっています。よろしくをお願いします。

議 長 それでは一括分の 3 番をお願いします。

4 番 4 番委員です。借受け人が以前からつくっている畑が近くにあり、便利がいいので耕作したいということです。よろしくをお願いします。

議 長 それでは一括分の 4 番、5 番をお願いします。

1 5 番 15 番委員です。4 番 5 番ですけども、4 月 24 日に地元推進委員と、現地に行って借受け人から経緯を伺ってきました。この畑は小迎郷のミカン園であります。所有者は 80 歳代の高齢で、病気がちでもあり、最近の作業も困難となってきたそうです。所有者の家族にも農業経営者はおりますけども、イチゴ栽培のほうに専念をされており、ミカンにまでは手が出ないという状況です。以上の事情から借受け人に、所有者から誰かミカンづくりをしてくれる人いないかと相談があり、近所の人たちに当たってみましたけども、借手がなくて、結局借受け人が引き受けることになったそうです。ちなみにこの畑は、借受け人のミカン園と隣接しており、管理する上でも都合がいいと思われれます。以上、審議をお願いいたします。

議 長 続きますして 6 番、7 番、8 番をお願いします。

4 番 4 番委員です。24 日に申請地を見てきました。この方も、申請人の息子さんが就農したということで、規模拡大をしたいということでした。意欲を持って頑張っていますので、よろしくをお願いします。

議 長 議案第 17 号について、これですべて説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》。

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 17 号「農地中間管理事業利用配分計画案に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することといたします。

議 長

次に議案第 18 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料の 57 頁をお願いします。議案第 18 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は通常分 3 件・22 筆・19,845 m²と同意書分 2 件・9 筆・5,304 m²の合計 5 件・31 筆・25,149 m²について、審議を頂きたいと思えます。通常分の 22 件について説明します。

物件 1 番から 7 番の 7 筆は西彼町中山郷の物件で、資料は 59 頁から 66 頁です。申請者は長崎市琴海戸根町にお住いの方で西彼町中山郷出身の方です。59 頁に申請地位置図、60 頁に付近近況図、61 頁 62 頁に対象地の現況写真、63 頁から 65 頁に字図、66 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所でしたが雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 8 番から 17 番の 10 筆は西彼町上岳郷、宮浦郷、中山郷の物件で、資料は 59 頁および 67 頁から 81 頁です。申請者は西彼町宮浦郷にお住いの方です。59 頁に申請地位置図、67 頁 68 頁に付近近況図、69 頁から 71 頁に対象地の現況写真、72 頁から 76 頁に字図、77 頁から 81 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所もありましたがそれぞれ雑木等が茂り山林・原野化しており、現場をみる限り、特に支障はないと判断しました。

物件 18 番から 22 番の 5 筆は西海町水浦郷、横瀬郷の物件で資料は 59 頁および 82 頁から 91 頁です。申請者は佐世保市瀬戸越 1 丁目にお住いの方で、西海町水浦郷に縁のある方です。59 頁に申請地位置図、82 頁 83 頁に付近近況図、84 頁 85 頁に対象地の現況写真、86 頁から 88 頁に字図、89 頁から 91 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所もありましたがそれぞれ雑木等が茂り原野化しており、現場を見

る限りでは特に支障はないと判断しました。西海町土地改良区の受益地でない旨確認しています。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。西海町土地改良区の受益地でないことも確認しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、補足説明を、1番から17番については12番委員にお願いいたします。

12番 12番委員です。先週金曜日に、それぞれの所有者と連絡をとりました。事情をお伺いしました。1番から7番の所有者は、議案書に記載の通り琴海町にお住まいの方ですが、もう耕作をしなくなって20年以上経っているということで、全部が山林化している状況です。西海市内のほうに親戚筋も全くいないということで、管理が全然出来ない状況であり、今回非農地申請に至ったという状況でございます。それから8番から17番の所有者につきましては、過去にお父さんが農業をされていましたが、もう10年以上耕作をしていないということであり、今後も農業をする予定がないとのことでした。現況につきましては航空写真でもお分かりのように、農地になるような状況ではありませんので、今回の非農地申請をされています。よろしくお願いたします。

議 長 続きまして18番から22番の補足説明を19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。昨日、現地に行ってきましたが、22番は石原というところですが、ここはもう山になっていました。それから89ページの18番、19番、20番はむかしはみかん畑だったということですが、もうすでに原野化されて竹山になっていました。それから90ページの21番ですが、ここもすでに竹やぶになっていました。いずれも耕作不可能で非農地が妥当だと思います。

議 長 ただ今、議案第18号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分について説明がありました。

 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

 《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 18 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 22 番については非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長

次に議案第 18 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料の 92 頁をお願いします。議案第 18 号非農地通知の対象とすることの決定についての同意書分を説明します。今回、申請者の方は 2 件、9 筆 5,304 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地パトロールにおいて、B 分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、3 月 18 日と 4 月 8 日に受け付けた分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

物件 1 番から 3 番の 3 筆は西彼町の物件で、4 番から 9 番の 6 筆は大瀬戸町の物件です。資料は 93 頁から 100 頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方と大瀬戸町にお住いの方です。

93 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図 1」から「配置図 2」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数 94 と 95 が資料の頁番号と連動しています。94 頁・95 頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」から「5」が航空写真の番号「1」から「5」と連動しています。96 頁から 100 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。例えば 92 頁の申請地「1 番」申請地番「659 番」の地図等の「西彼 1」について、94 頁の配置図 1、丸囲み数「94」が 94 頁の航空写真配置図の赤枠「1」と 96 頁の西彼町白崎郷 1 の航空写真の「No. 1」、「659」が、それぞれ連動しています。

対象地は大字順に、西彼町から大瀬戸町へと展開していく内容となっています。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意

書分2件、9筆、5,304㎡について審議をお願いします。当月分の累計として92頁の下段に計31筆、25,149㎡と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第18号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から9番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第18号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から9番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　以上で議案審議は終了しました。

議長 　次に報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 　報告事項の説明を行います。資料は101頁から111頁となります。今回は農地の転用事実の確認（地目変更登記）の照会2件について報告します。

102頁をお願いします。農地の転用事実の照会（地目変更登記）について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。

1件目は、令和3年3月22日付け日記第73号分です。受付は3月24日となります。申請物件は西海町面高郷字前地下の畑、計1筆、320㎡について照会がありました。本件は平成5年4月28日に許可を受けた案件のため、対処法について県に照会を行い処理しています。現地確認を3月24日に農業委員会事務局で行い、転用が実施されていることを確認しました。翌25日の総会のおり、地元農業委員、会長、会長代理に手続きを含め説明を行いました。同日非農地である旨、回答を行いましたので報告するものです。関係資料は101頁および103頁から106頁となります。101頁に位置図、103頁に付近近況図、104頁に申請地の現況写真、105頁に字図、106頁に航空写真を添付しております。本件は畑から宅地への農地法第5条の許可を受けた案件で地目変更登記を行っていない案件で、申請

の通り非農地として回答いたしました。

次に107頁を説明します。2件目は、令和3年4月8日付け日記第104号分です。受付は4月9日となります。申請物件は西彼町宮浦郷字シヲヤコエの田、畑、計2筆、計220㎡について照会があり、令和3年4月13日に農業委員、最適化推進委員計3名と確認を行い、4月14日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は101頁および108頁から111頁となります。101頁に位置図、108頁に付近近況図、109頁に申請地の現況写真、110頁に字図、111頁に航空写真を添付しております。本件は田・畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございましたか。
 《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 来月の総会は

 日時 令和3年5月25日(火) 午後2時00分から

 場所 西海公民館2階講堂

代 理 これもちまして西海市農業委員会第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年4月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人